

○岡山市水産業災害復旧対策事業補助金交付要綱

平成17年3月28日

市告示第539号

(趣旨)

第1条 災害を受けた施設の復旧を図るため、予算の範囲内において岡山市水産業災害復旧対策事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、この告示の定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年岡山市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、水産業災害復旧対策に必要な事業であって、別表事業種目の欄に定めるところによる。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、漁業協同組合、漁業協同組合連合会等法人格を有する団体及び漁業者の組織する団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

(1) 市税を完納していない団体等

(2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消し日の属する年度の翌年度から起算して3年を経過していない者

(補助金の交付の制限)

第5条 補助金の交付回数は、別表事業種目の欄に定める事業種目における同一事業について、同一事業者に対し、原則年度内に1回までとする。

(補助対象経費)

第6条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、災害で破損した機械、施設、資材等の復旧に係る経費とする。

(補助金額)

第7条 補助金額は、別表事業種目の欄に掲げる区分に応じ、前条に定める補助対象経費

に同表補助率の欄に定める率を乗じて得た額とする。

2 前項によって得られた額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 市税を完納していることを証明できる書類
- (2) 市税納付状況確認同意書(別記様式)

(交付決定前の着手)

第9条 補助金の交付決定前の事業着手は、事業の内容と実施時期を勘案して適当な場合は、これを認めることとする。

(状況報告の免除)

第10条 規則第13条に規定する状況報告は要しない。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成16年度分の補助金から適用する。

別表(第3条, 第5条, 第7条関係)

事業種目		補助率
国県補助事業	・農林水産業共同利用施設災害復旧事業	(激甚災害) 5/10以内(事業費400千円未満) 10/10以内(事業費400千円以上)
	・高潮災害復旧対策事業	(普通災害) 6/10以内(事業費400千円以上)

別記様式(第8条関係)

市税納付状況確認同意書

年 月 日

岡山市長 様

補助金交付申請人
住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者氏名 印

岡山市補助金等交付規則第5条第1項の規定に基づく補助金交付申請にあたり、下記のとおり市税納付状況の確認を受けることに同意します。また、市税に滞納がある場合、岡山市水産業災害復旧事業費補助金交付要綱に定める補助事業に係る補助金の交付決定を受けられないことについて、何らの異議も述べないことを誓約します。

補助年度	年度	補助金の名称		
補助事業の目的及び内容				
納付状況確認同意者 (上記同意内容及び誓約内容に異議 なき場合は同意印欄に押印するこ と)	住所	氏名	同意印	
※担当課所見				